

国際卓越研究大学法に基づく 基本方針の策定に向けて

国際卓越研究大学の 将来像 (イメージ)

大学ファンドによる支援を通じて、
日本の大学が目指す将来の姿

- 世界最高水準の研究環境（待遇、研究設備、サポート体制等）で、世界トップクラスの人材が結集
- 英語と日本語を共通言語として、海外トップ大学と日常的に連携している世界標準の教育研究環境
- 授業料が免除され、生活費の支給も受け、思う存分、研究しながら、博士号を取得可能



世界トップクラスの
研究者/学生が結集

若いときから充実した
海外経験の機会

海外や産業界で
活躍する人材、起業する
人材を多数輩出

分野を横断した
教育課程など
魅力的な博士課程

充実した研究支援体制

世界中から多様な学生

Inclusion

Diversity

多様性・包括性の
ある環境

人材・知の
好循環

資金の好
循環

世界最高水準の
研究大学

産・官・学
新たな
知・イノベーションの
創出

世界最高水準
の教育研究

企業との共同研究
卒業生からの寄附
の拡大

大学独自基金の
拡充

次世代への再投資
経済的不安がなく、
博士課程に進学可能

次代の社会構造への転換
地球規模の課題解決への貢献
例：カーボンニュートラル、DX

国内外の大学・
研究機関

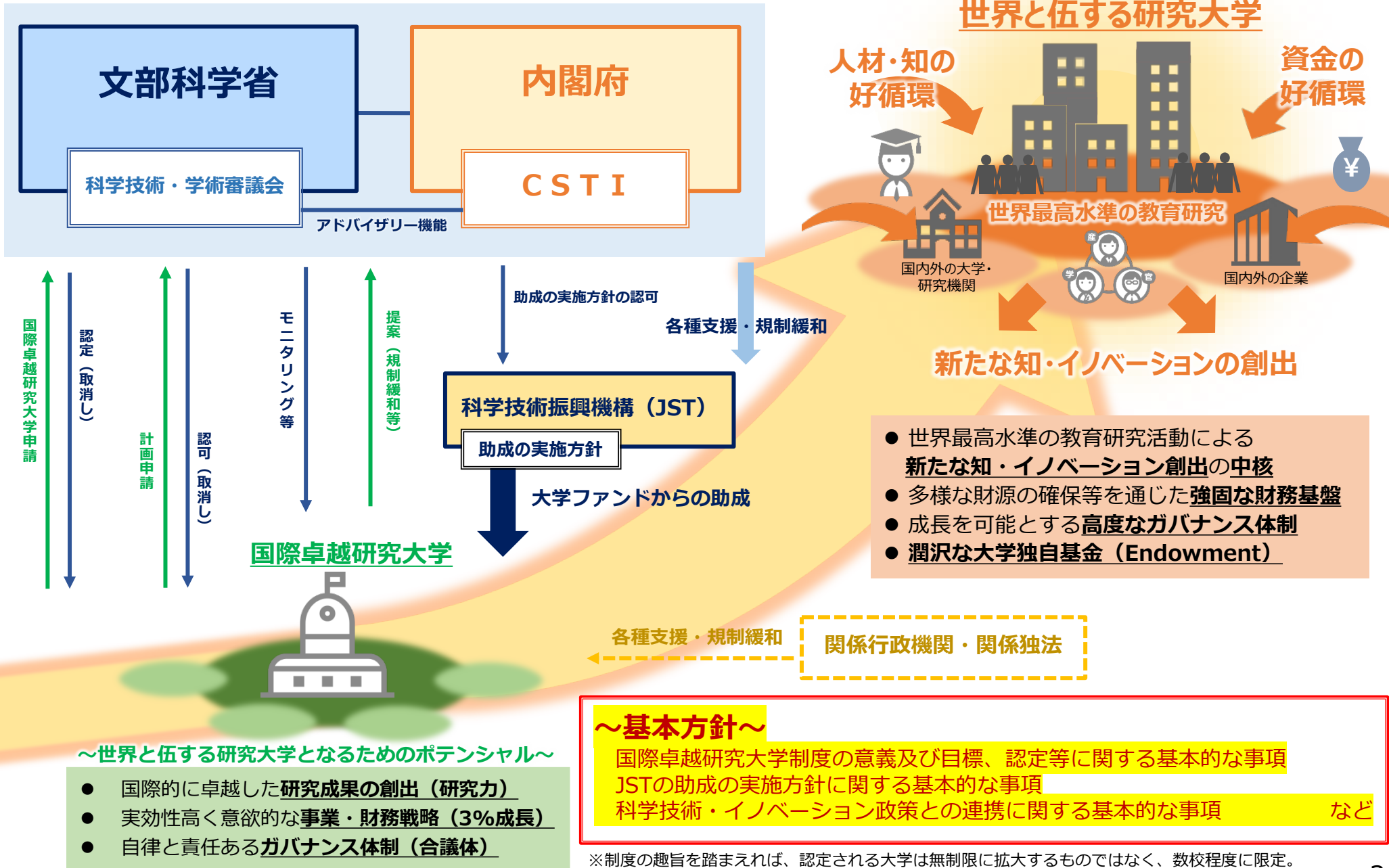
国内外の企業



現在の大学

国際卓越研究大学制度の全体像（イメージ）

文部科学省 世界と伍する研究の実現に向けた制度改正等のための検討会議
「制度改正に向けた論点整理」
(抜粋) を一部修正



国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する基本方針の策定に向けて

基本方針の位置付け

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する**法律第3条の規定**に基づき、文部科学大臣は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針を定める。

主な内容

1 - 1. 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義

- 近年、諸外国の大学が豊富な資金を背景に研究力を高めているのに対し、**我が国の大学は研究論文の質・量ともに長い低迷**。
- 国際的な切磋琢磨の中で研究力を向上させるという緊張感を大学が持ち、分野横断的な博士課程の確立や、次代を担う自立した若手研究者を獲得・活躍させるための大胆な資源配分、研究時間を確保するための研究者の負担軽減、先行投資財源の機動的な確保や活用等を一体的に進めることが必要。
- 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学を**国際卓越研究大学と認定**し、当該大学が策定する国際卓越研究大学研究等体制強化計画に対して、「大学ファンド」による重点的な支援を実施。
- 我が国の大学における**研究環境の充実、優秀な人材の獲得を促し、知的価値創造の好循環を構築**することで、**世界に伍する研究大学の実現**を図る。

1 - 2. 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の目標

- 知の蓄積と社会的な価値創造やイノベーションの中核拠点として、世界トップクラスの研究者が集まり、相互に触発し合いながら活躍できる環境を作るための研究大学としての機能を強化し、優秀な博士人材を育成するとともに、研究時間の確保や若手研究者が独立した環境で存分に研究できる環境を通して、新しい学問領域を創出・育成し続けることで、**世界から目に見える世界トップレベルの研究大学となること**。また、このような環境を構築することを通じて、**当該大学が、我が国の学術研究ネットワーク向上を牽引すること**。
- 起業家の輩出や産業界で幅広く活躍する博士人材の育成、知の創出を通じた新たな成長分野の形成、望ましい未来像の実現に向け、カーボンニュートラル、DXといったグローバル課題解決への貢献など、次代の社会構造への転換に向けて大胆なビジョンを描き、**社会の多様な主体と常に対話し、協調しながら、活動を展開すること**。

2. 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項

- 国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可にあたっては、これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への**意思(ビジョン)とコミットメントの提示**に基づき実施。
- 制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、**数校程度に限定**。また、**大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可**を行う。
- 制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施することとし、以下の観点を要件とする。
 - ①**国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力**、②**実効性高く、意欲的な事業・財務戦略**、③**自律と責任のあるガバナンス体制**
- 公募期間については、数か月確保。**審査においては、研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施**。

【認定に関する基準】

- ①世界トップレベルの研究大学に伍していくことができるだけの研究能力を有していること。
- ②世界トップレベルの研究大学が実現している社会課題の解決あるいは新たな経済的価値の創造といった実績に照らして、これに伍していくことができること。
- ③当該大学の研究の体制が、学問や社会の変化に応じて次々に生じてくる新たな学問分野や融合領域に迅速に対応していること。
- ④当該大学の研究成果の活用の体制が、経済社会の変化をもたらすインパクトのある研究成果活用の創出に必要なものとして整備されていること。
- ⑤法人の長の選考、大学の経営に関する重要事項の決定に関与する合議体を設置していること。また、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制となっていること。
- ⑥法人の代表者、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）が適切に配置されるなど、研究に関する業務と管理運営に関する業務の役割分担が適切に行われる業務執行体制が整えられていること。
- ⑦当該大学が、研究及び研究成果の活用のための体制の強化を推進するのに足る十分な財政基盤を有していること。

3. 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

(1) 研究体制強化の目標

- ・整備される研究環境や人材の数等のアウトプットの目標だけでなく、アウトカム(研究成果、研究成果の活用がもたらすインパクト等)について記載。
- ・制度の趣旨を踏まえ、各大学が計画を作成する際には、**世界トップレベルの研究大学をベンチマーク**することとし、世界の学術研究ネットワークを牽引し、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムの全体像を提示。

(2) 事業の内容、実施方法及び実施時期

- ・国際卓越研究大学は、**人材・知・資金の好循環を形成**するため、大学の総合知を活用した社会的価値創造や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、大学の持続的成長に向けて、**長期的視野に立った新たな学問分野や若手研究者への投資など、すぐには成果につながらない次世代の知の創出**にも取り組む。

イ. 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

(例) 研究実証施設や研究センターの整備、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究設備の戦略的整備・更新・維持

ロ. 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進

(例) 安定した若手ポストの確保、博士課程学生の支援、海外研さん機会の提供

ハ. 国際的に卓越した能力を有する研究者の確保、研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者(技術者等)の確保

(例) 世界トップクラスの研究者の獲得・集積、国際研究協力を支える職員や研究マネジメント人材、専門職人材等の獲得・組織化と魅力あるキャリアパスの構築

ニ. 技術者等の人材育成

(例) 大学の研究力、事業・財務戦略を支える研究マネジメント人材や専門職人材の国内外における研さん機会の拡大

ホ. 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

(例) 大学発スタートアップの創出拠点や大型産学共創拠点の形成、大学発スタートアップに対する投資拡大のための環境整備

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する基本方針の策定に向けて

3. 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

(3) (2) イからホまでに掲げる事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

- ・事業の実施に必要な資金を整理し、その調達方法（大学ファンドからの助成を含む）を明確化する。
- ・多様な財源を確保し、持続的な知的価値創造の好循環を構築していくに当たり、諸外国の大学が達成しているように継続的な事業成長(年間3%程度)を達成していくことが必要であり、どのように事業成長を果たしていくかを明らかにすること。
- ・(2)のイからホそれぞれの事業について、認可計画期間中に総額としてどの程度を必要とするのか、また、その総額のうちどの程度を大学の独自財源、あるいは大学ファンドからの助成で賄うのかについての計画を明らかにすること。
- ・助成期間終了後も、助成を受けていた時と同規模の事業規模を維持できるよう、**大学独自基金の造成に向けた目標と計画を記載**すること。

※大学独自基金の成長及び大学ファンドそのものの持続性を確保することが重要であり、その一助として支援対象大学から大学ファンドへ資金拠出を懇願する（勧める）仕組みを設定。

(4) 計画期間

- ・**計画期間は最長で25年**とし、その範囲内で、大学自ら、目標や計画と併せて設定。

(5) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する具体的な基準

①基本方針に記載された事項に照らして適切なものであること。

- イ 目指すべき姿の実現に向けて、**世界の学術研究ネットワークを牽引**し、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムの構築のため、**既存の制度に縛られず、学内外の叢智を結集して取組を進めていく計画**であること。
- ロ 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力、実効性が高く意欲的な事業・財務戦略、自律と責任のあるガバナンス体制のそれぞれについて、世界トップレベルの研究大学の状況や取組に関する十分な分析結果を踏まえた計画であること。
- ハ 財務戦略について、これまでの取組に応じた実効性のあるものとなっており、**事業規模が年平均3%成長(25年間で約2倍)を果たすことの蓋然性が高いこと**。また、持続的な成長のために必要な運用益を生み出せるだけの**独自基金の造成の実現可能性**が高いこと（なお、事業規模の成長に当たって、授業料等の値上げを行う場合、当該値上げが教育研究内容の充実と関係なく、単に事業規模を拡大させるための値上げにより、学生の経済的な負担を増加させるものではないこと）

②国際卓越研究大学研究等体制強化計画の内容が円滑かつ確実に実施されると見込まれること。

③国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づき実施する事業が、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであることが合理的に説明されていること。

3. 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

(6) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の実施状況の評価

○国際卓越研究大学の設置者は、定期的に認可計画の実施状況について、文部科学大臣に報告。

○短期的な成果主義に流されず、**長期的に大学の取組や活動を後押し**することができるよう、モニタリングに当たっては、ビジョンを実現するための事業成長及び研究力強化に係るコミットメントの達成状況を、客観的な指標に基づいて確認することを主眼とし、特段の問題がなければ、支援を安定的に実施。

○厳格な結果責任を求める観点から、**一定期間(例えば、6年～10年)ごとに、支援の継続の可否に係る評価を実施。**

(7) 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づく国際卓越研究大学への助成の考え方

① 毎年度の大学ファンドの運用益からの配分上限額の総額（政府の会議体で決定）の考え方

・大学ファンドの運用に当たっては、「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」において、「毎年度の支援額を運用益で賄えない場合に備え、3,000億円×2年分のバッファを確保すること」とされており、このバッファの確保に向け、**バッファが上限に達するまでは毎年度の配分上限額は(バッファ+運用益)の1/3程度とする。**

② 博士課程学生支援

・大学ファンドから**博士課程学生への別途の支援については、当面は200億円程度**とする。

③ 認可計画に基づく各国際卓越研究大学への助成額の算定の考え方

・認可計画に基づく各国際卓越研究大学への助成額については、**外部資金の獲得実績と大学ファンドへの資金抛出の状況に応じて決定**することとする。このうち、外部資金については、公的資金以外の外部資金とするとともに、平準化を図るため、過去5年間の平均を基準とし、これに一定の係数をかけた金額を助成額として措置。

※②、③については、運用益の範囲内での支援を実施。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する基本方針の策定に向けて

4. 国際卓越研究大学研究等体制強化助成に関し、国立研究開発法人科学技術振興機構が順守すべき基本的な事項

- 国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)は、基本方針に即して、「国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施方法及び実施条件その他の国際卓越研究大学研究等体制強化助成の実施に必要な事項に関する方針」(実施方針)を定め、国際卓越研究大学研究等体制強化助成を行うための体制を整備し、当該助成の適切な実施を図る。
- JSTは、国際卓越研究大学に対し、実施方針に従って、認可された国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載された事業について、運用益の範囲内で助成。
- 国際卓越研究大学制度の趣旨を踏まえ、助成金の使途については、可能な限り、各国際卓越研究大学の自由裁量の下、柔軟かつ適切に決定されること及び当該国際卓越研究大学の財政基盤の自律化が果たされるまでの間、継続的・安定的に支援を行う。

5. 科学技術の振興及びイノベーションの創出の促進に関する施策その他の関連する施策との連携に関する基本的な事項

- 大学ファンドにより、国際卓越研究大学の支援と併せて、優秀な博士後期課程学生の活躍を促進する取組を行う全国の実力と意欲のある大学に対して支援することで、我が国全体の研究力を飛躍的に発展させていく。
- 地域の中核大学や特定分野に強みを持つ大学の機能を強化し、成長の駆動力へと転換することで日本の産業力強化やグローバル課題解決にも貢献するための支援策などを「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」として同時に講じることとしている。国際卓越研究大学への支援と総合振興パッケージによる（地域中核・特色ある研究大学への）支援、全国的な博士人材の育成強化が相俟って、初めて、我が国全体の研究力の向上が図られることに留意が必要。
- 国際卓越研究大学は、知の蓄積と社会的な価値創造やイノベーションの中核拠点として、国際的な頭脳循環のハブとなるとともに、全国の大学等との連携を強化することで人材の流動性の向上や共同研究の促進等を図るなど、学術研究ネットワークを牽引する責務を負う。

6. その他国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する重要事項

- 国際卓越研究大学が自律的かつ創造的に自らの将来像をデザインし、これを実行していけるよう、大学の機能拡張の取組を進めることを可能にするとともに、大学ファンドからの支援を有機的に組み合わせることで、世界から目に見える大学へと成長させていくことが必要。
- 規制緩和や税制についても、関係者からのヒアリングや意見交換等を通じて現場の具体的なニーズを把握しつつ、引き続き必要な検討を進めるとともに、大学から規制緩和等を提案する機会を設けるなどの双方向型の環境整備を行う。

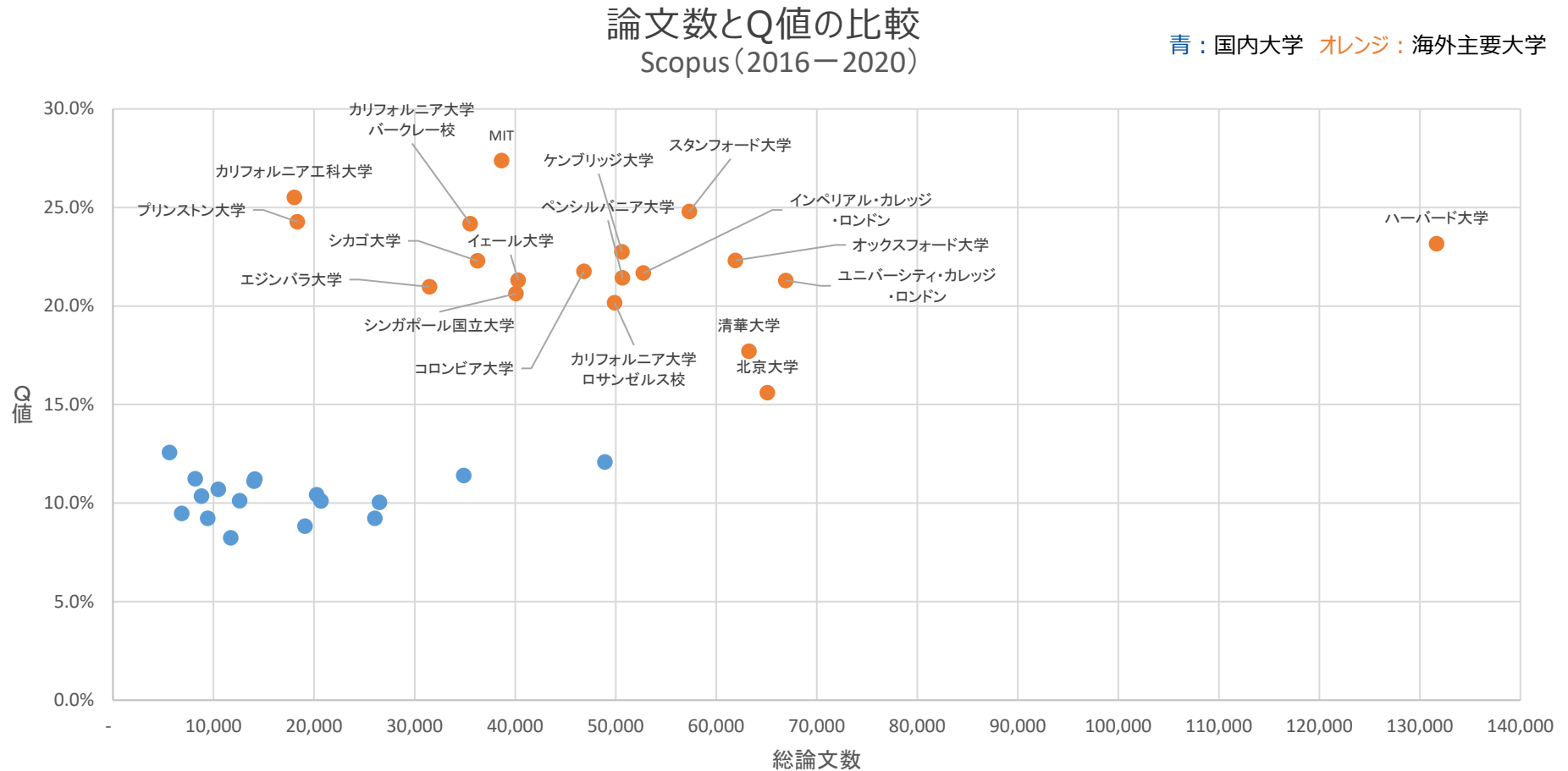
国際卓越研究大学の認定に関する基準

これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「**変革**」への**意思(ビジョン)とコミットメントの提示**に基づき、認定。

法4条3項の項目	国際卓越研究大学の認定に関する具体的な判断基準
① 国際的に卓越した研究の実績 (定量基準)	<ul style="list-style-type: none"> 総論文数が将来的に〇本程度かつ、被引用数Top10%論文数の総論文数に占める割合が将来的に〇%程度となることが相当程度見込まれることとして、申請時点において以下の2つの要件に合致すること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 総論文数が〇本程度となっていること。 ロ 総論文数に占める被引用数Top10%論文数の割合が〇%程度となっていること。 <p>※Clarivate Web of Science /InCites又はElsevier Scopus/SciValのデータベースに基づき、5年間のArticle, Review, Conference Paper (Proceedings Paper), Book, Book Chapterを対象に全数整数カウントしたものをを用いる。</p>
② 経済社会に変化をもたらす研究成果 活用の実績(定量基準)	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業等からの研究資金等受入額が、将来的に〇億円程度になることが相当程度見込まれることとして、現状〇億円程度となっていること。
③ 先端的、学際的又は総合的な研究の 実施に係る教員組織及び研究環境等 の研究の体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 学術研究ネットワークの牽引の状況、国際研究協力に係る体制、若手研究者・女性研究者の登用・活躍に係る体制、事務職員や研究マネジメント人材、専門職人材の配置、研究インテグリティの確保体制等が適切に整えられていること。
④ 民間事業者との連携協力体制等の 研究成果活用の体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 全学的な産学連携の体制、産学官連携による共同研究強化のためのガイドラインを踏まえた体制、スタートアップの支援体制等が適切に整備されていること。
⑤ 国内外の先端的な研究及び研究成果 を活用した新事業の創出の動向、社会 の要請等を踏まえて研究及び研究成果 の活用に必要な資金・人材の確保・配 分並びに知的財産権の取得・活用を行 う体制等の運営体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 大学の教育研究活動、国内外の他の大学の経営、大学における国際研究協力の推進、国内外の先端的な研究及び研究成果を活用した新事業の創出の動向、大学に関する法律及び会計、その他大学の経営に関連する事項に関し、適切なスキルセットを有する人材が構成員となっている合議体が設置され、法人の長の選考、大学の経営に係る重要事項の決定に関与すること。監事の少なくとも一人は常勤となっていること、独立した専門の監査部門を有していること等、当該大学の業務に関する監査が実効的に行われることを確保するための体制等が適切に整備されていること。
⑥ 研究に関する業務の執行と管理運営に 関する業務の執行との適切な役割分担 等の業務執行体制(定性基準)	<ul style="list-style-type: none"> 法人の長、教学担当役員（プロボスト）、事業財務担当役員（CFO）が適切に配置され、効果的に役割が果たせるような体制が構築されていることなど、教育研究に関する業務の執行と管理運営に関する業務の執行の権限と責任の分担と統合を的確に行う業務執行体制が整えられていること。
⑦ 国際的に卓越した研究及び経済社会に 変化をもたらす研究成果活用の持続的 な発展に必要な財政基盤(定量基準)	<ul style="list-style-type: none"> 大学に関する収入（ただし、当該大学の附属病院に係るものは除く。以下同じ。）から運営費交付金や私学助成等の経常費補助や授業料等の学生納付金を除いた額の、大学に関する収入（キャッシュ・フロー計算書や資金収支計算書等の勘定科目から財務基盤強化に直接寄与するものとして算出）に占める割合が、将来的に〇%程度になることが相当程度見込まれるものとして、現状〇%程度となっていること。

【①国際的に卓越した研究の実績（定量基準）関係】 国内大学と海外主要大学における、論文数とQ値の比較（イメージ）①

➤ 国内の主要大学と海外の主要大学について、Q値と総論文数の関係をプロットした結果は以下のとおり。（過去5年間）



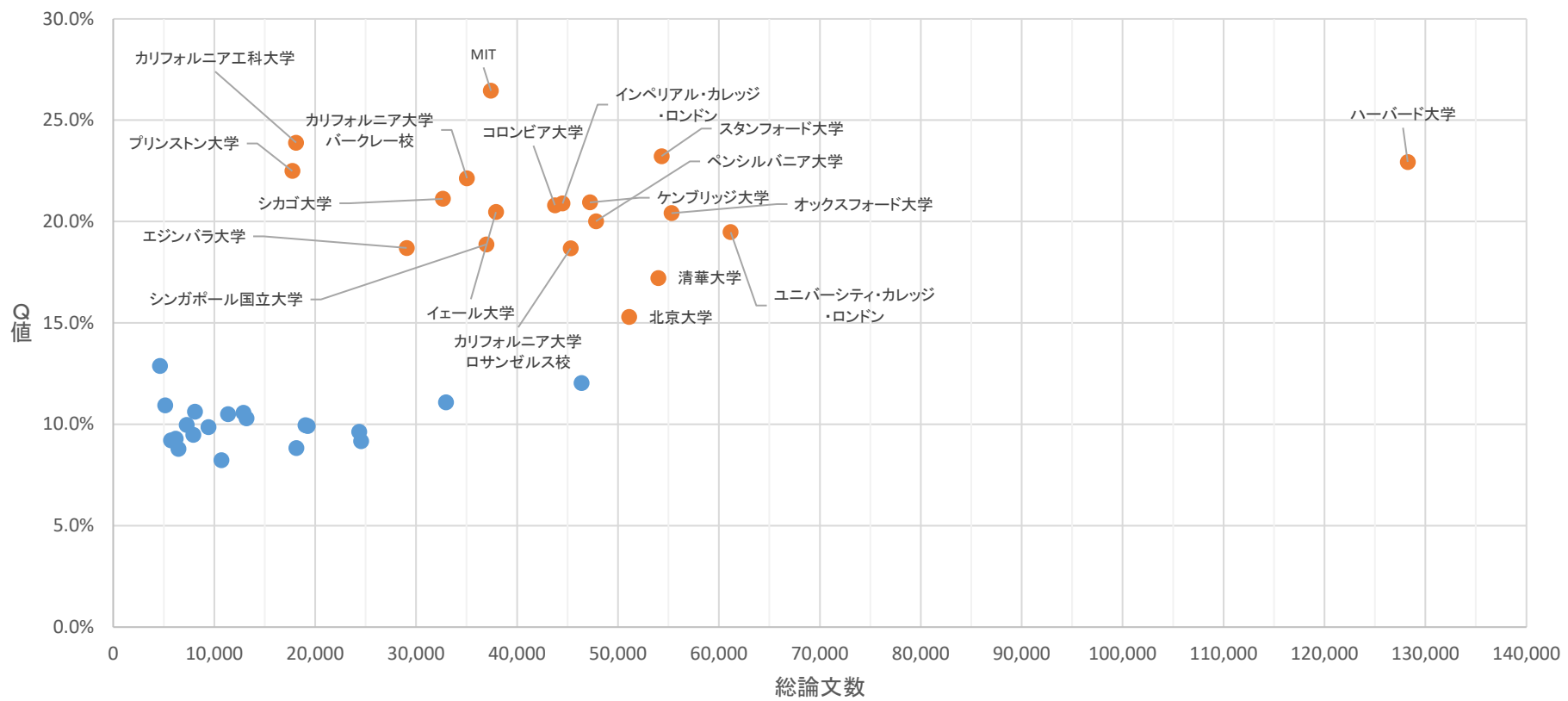
※Elsevier Scopusを用いて2016～2020年に出版されたArticle, Reviewを分析。
Top10%論文数で世界1000位以内に入っている大学について、総論文数とQ値の関係をプロット。

【①国際的に卓越した研究の実績（定量基準）関係】 国内大学と海外主要大学における、論文数とQ値の比較（イメージ）②

➤ 国内の主要大学と海外の主要大学について、Q値と総論文数の関係をプロットした結果は以下のとおり。（過去5年間）

論文数とQ値の比較
WoS(2016-2020)

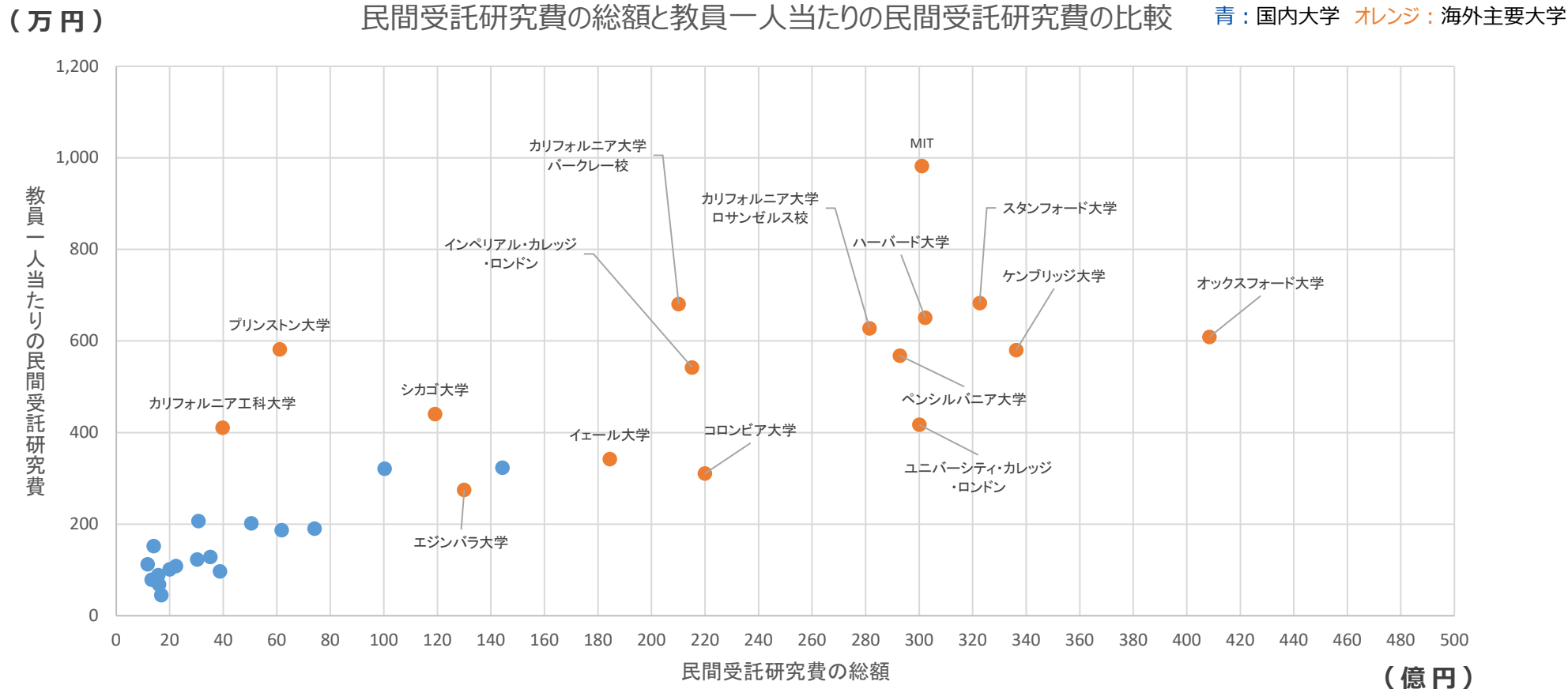
青：国内大学 オレンジ：海外主要大学



※Clarivate Web of Scienceを用いて2016～2020年に出版されたArticle, Reviewを分析。
Top10%論文数で世界1000位以内に入っている大学について、総論文数とQ値の関係をプロット。

【②経済社会に変化をもたらす研究成果 活用の実績(定量基準)関係】 国内大学と海外主要大学における、民間受託研究費の総額と 教員一人当たりの民間受託研究費の比較 (イメージ)

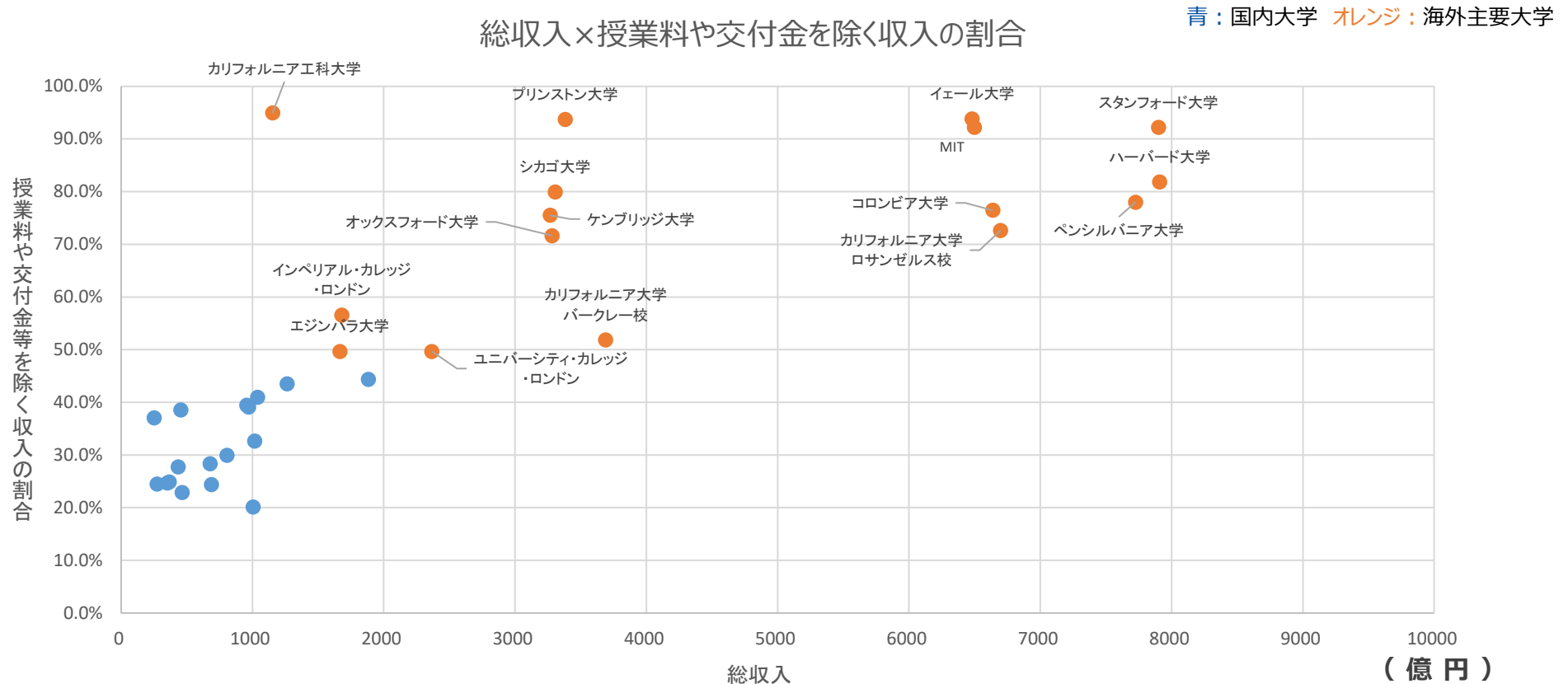
➤ 国内の主要大学と海外の主要大学について、民間受託研究費の総額と教員一人当たりの民間受託研究費をプロットした結果は以下のとおり。(5年平均)



日本の大学の民間受託共同研究費は文科省所有データ及び文科省産学連携調査から。教員数はQSランキングから。米国の大学はIPEDSのデータから、core revenueに占めるprivate grants and contractsの割合を算出。英国の大学はHESAのデータから、total incomeに占めるcharity やcommerceからのresearch grants and contractsの割合を算出。

【⑦国際的に卓越した研究及び経済社会に変化をもたらす
研究成果活用の持続的な発展に必要な財政基盤(定量基準)関係】
国内大学と海外主要大学における、総収入と授業料や交付金等を除く収入の割合の比較 (イメージ)

➤ 国内の主要大学と海外の主要大学について、総収入と授業料や交付金等を除く収入の割合をプロットした結果は以下のとおり。(5年平均)



日本の大学のデータは財務諸表から作成。日本の国公立大学は経常収益から資産見返負債戻入を除いた額を分母に使用。分子には交付金と授業料、施設費、補助金を除いた額を使用。私立大学は分母は事業活動収入の合計を使用。分子には学生等納付金と経常費等補助金を除いた額を使用。米国の大学は I P E D S のデータから、分母はcore revenueを、分子はtuition fee とGovernment appropriation を除いたものを使用。英国の大学は H E S A のデータから、分母はtotal incomeを、分子はtuition fee とfunding body grants を除いたものを使用。

国際卓越研究大学研究等体制強化計画の目標を達成するために行う事業

- 国際卓越研究大学は、欧米のトップレベル大学と同様に、大学の総合知を活用した**社会的価値創出や社会課題解決に資する研究基盤への投資**だけでなく、大学の持続的成長に向けて、新たな学問分野や若手研究者への投資など**直ちに社会的価値につながらない次世代の知の創出**にも取り組むことが求められている。

計画に記載される事業のイメージ（法第5条第2項関係）

イ. **国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実**

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要となる最先端の研究基盤の整備等の事業。

（例）研究実証施設や研究センターの整備、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究設備の戦略的整備・更新・維持

ロ. **優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進**

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な人的基盤である優秀な博士課程学生の育成、海外研さん機会の提供等の事業。

（例）安定した若手ポストの確保、博士課程学生の支援、海外研さん機会の提供

ハ. **国際的に卓越した能力を有する研究者の確保、研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者(技術者等)の確保**

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な研究者や研究マネジメント人材、専門職人材等を確保するために必要な交渉、海外における人材の調査、研究者等の家族の滞在に係る支援等の事業。

（例）世界トップクラスの研究員の獲得・集積、国際研究協力を支える職員や研究マネジメント人材、専門職人材等の獲得・組織化と魅力あるキャリアパスの構築

ニ. **技術者等の人材育成**

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な実験設備や計測・分析機器、知的基盤等の設計・保守を行う研究マネジメント人材や専門職人材等の育成、研修等の事業。

（例）大学の研究力、事業・財務戦略を支える研究マネジメント人材や専門職人材の国内外における研さん機会の拡大

ホ. **研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実**

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な最先端の研究成果を用いた実用化の促進、大学発スタートアップの育成支援、共同研究開発のあっせん等を行うための施設・設備・情報基盤の整備等の事業。

（例）大学発スタートアップの創出拠点や大型産学共創拠点の形成、大学発スタートアップに対する投資拡大のための環境整備

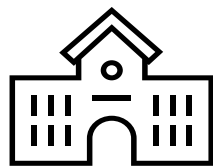
※上記はいずれもイメージであり、実際には大学から提出された計画に基づいて活用されることとなる

大学ファンドへの資金拠出の方法（出えん）について

国際卓越研究大学の助成の枠組みでは、卒業後も含めた大学の成長及び大学ファンドそのものを持続的なものとするため、国際卓越研究大学から国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)へ、資金拠出※を懇請する（勧める）仕組みを設ける。 ※いわゆる「出えん」（契約に基づき、払戻可能な寄附の一種）

【「資金拠出（出えん）」の仕組み（イメージ）】

国際卓越研究大学



■ 寄附金等の外部資金から独自基金を造成

大学独自基金

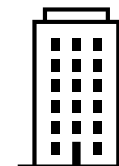
③ 資金拠出分

① 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づき運用益の範囲内で助成
(外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定)

② 国際卓越研究大学研究等体制強化計画に基づき、資金拠出

③ 助成期間終了後に資金拠出額を上限に払い戻し
(大学独自基金に組み入れ(運用益の用途は、国際卓越研究大学法第5条第2項第2号に限定))

科学技術振興機構



○ 大学ファンドの運用原資を、国際卓越研究大学からの資金拠出によって増強

大学ファンド

② 資金拠出分

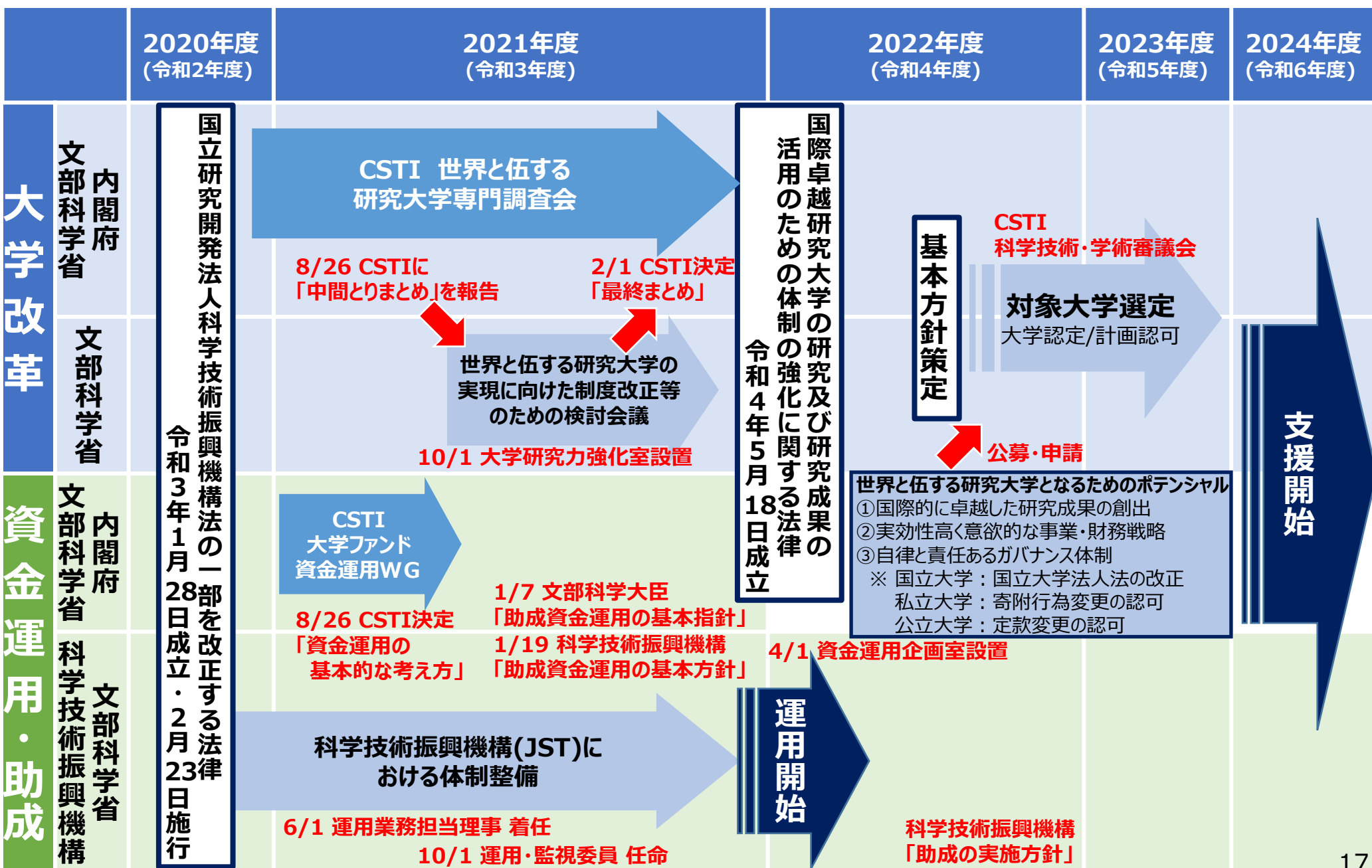
～「資金拠出（出えん）」を懇請する（勧める）観点～

- ・ 助成期間終了後の払い戻しを通じた、将来的な自律的財務運営の実現に向けた大学独自基金の成長。
(大学には、大学ファンドからの助成期間終了後も、運用益により助成金を受けた時のものと近いレベルの事業規模を、次年度以降も維持できるだけの大学独自基金の造成を求め、大学独自基金についての目標値と計画の提出を求める。)
- ・ 大学ファンドの原資、すなわち運用元本の増強への大学による協力。

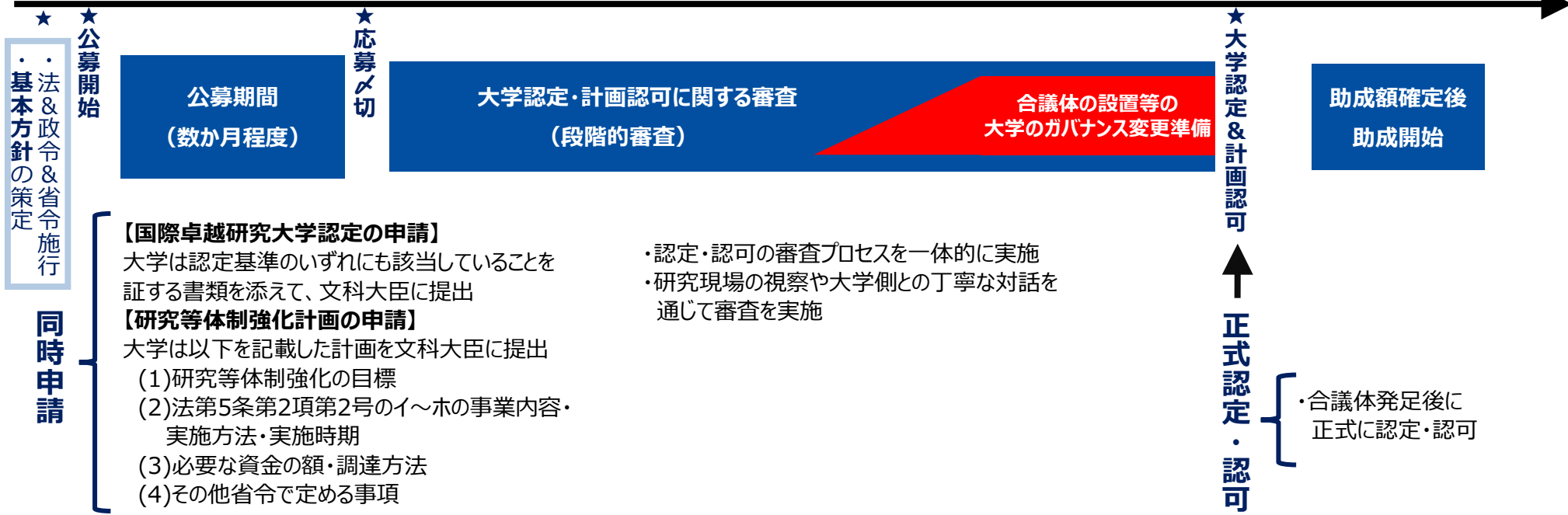
(参考) 「世界と伍する研究大学の在り方について 最終まとめ」(令和4年2月1日総合科学技術・イノベーション会議決定)

- ✓ ファンド対象大学当たりの支援規模(額)については、外部資金の獲得実績や大学ファンドへの拠出などに応じて決定し、多様な財源確保による自己資金の充実や研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための大学独自基金の成長を促すこととし、そのルールを明確化すること。
- ✓ 研究活動及び若手研究者支援の持続可能性確保のための将来的な自律的財務運営の実現に向け、大学独自基金を成長させることが必要であることを踏まえ、大学の独自基金の運用と大学ファンドへの拠出が相俟って大学独自基金を成長させる仕組みや、大学ファンドからの卒業時における大学独自基金への集約などについてのルールを明確にすること。

大学ファンドに関するスケジュール



国際卓越研究大学の認定・研究等体制強化計画の認可の審査の流れ（イメージ）



※ 大学ファンドの支援を受ける国立大学法人については、現行の国立大学法人法とは異なるガバナンスが求められるため、遅くとも正式な認定・認可までに法改正を行った上で、合議体を設置することが必要。一方、認定・認可の申請については、国立大学法人法改正が行われることを前提として、ガバナンスの変更計画を明示した上で、変更前でも申請を可能とする。また、大学ファンドの支援を受ける公立大学法人・学校法人についても、同様に、遅くとも正式な認定・認可までに必要な手続き等を経た上で、合議体を整備することが必要。一方、認定・認可の申請については、それを前提として、ガバナンスの変更計画を明示した上で、変更前でも申請を可能とする。

大学認定基準・計画認可要件

大学認定基準 [法第4条第3項関係]

※①～⑦のいずれも満たす必要

- ① 国際的卓越した研究の実績を有していること
- ② 経済社会に変化をもたらす研究成果の活用の実績を有していること
- ③ 教員組織及び研究環境等の研究の体制が整備されていること
- ④ 民間事業者との連携協力体制等の研究成果の活用の体制が整備されていること
- ⑤ 効果的な資源の確保及び配分等の行える運営体制が整備されていること
- ⑥ 研究に関する業務と管理運営に関する業務の適切な役割分担等の業務執行体制が整備されていること
- ⑦ 国際的に卓越した研究等を持続的に発展させるために必要な財政基盤を有していること

計画認可要件 [法第5条第2項関係]

※①～③のいずれも満たす必要

- ① 基本方針に適合するものであること
- ② 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- ③ 当該大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に資するものであること

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の概要

趣旨

我が国の大学の国際競争力の強化及びイノベーションの創出の促進を図るためには、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について研究及び研究成果の活用のための体制を強化することが重要であることに鑑み、当該体制の強化の推進に関する基本方針の作成、国際卓越研究大学の認定、国際卓越研究大学の研究等の体制の強化のための事業の実施に関する計画の認可、当該事業に関する国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)による助成等について定める。

制度のポイント

国公私の設置形態にかかわらず、**世界と伍する研究大学となるポテンシャルのある大学を認定し、大学ファンドによる助成等**、総合的な支援を行う。

概要

1. 基本方針の策定等【第2条、第3条関係】

- **国際卓越研究大学の認定、計画の認可、JSTの助成等に関する基本方針**を文部科学大臣が策定。
- 国は、研究者の自主性の尊重その他の大学における教育研究の特性に配慮。

2. 国際卓越研究大学の認定【第4条関係】

- 以下の①、②に関して一定の基準を満たす大学を、国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学**(国際卓越研究大学)**として文部科学大臣が認定。
① **研究及び研究成果の活用の実績・体制** ② **効果的な資源配分等を行う運営体制、研究と管理運営の業務の役割分担等の業務執行体制、財政基盤**

3. 計画の認可・JSTの助成等【第5条～第8条関係】

- 国際卓越研究大学の①**研究等の体制強化の目標**、②**目標を達成するための事業内容**、③**資金の額及び調達方法**等を記載した**計画を文部科学大臣が認可**。
 - ・ 事業の内容：研究環境の整備充実、若年研究者の育成、国際的に卓越した能力を有する研究者等の確保、研究成果活用のための技術者等の育成、研究成果活用のための環境の整備充実
- **JSTは基本方針に即して文部科学大臣の認可を受けて実施方針を定め、②に関し助成**。

4. 報告の徴収等及び認定・認可の取消し【第4条、第9条～第11条関係】

- 文部科学大臣による認可計画の実施状況に関する**報告の徴収等**。
- **認定・認可基準を満たさなくなったとき等**には文部科学大臣による**認定の取消し、計画認可の取消し**。

5. 附則(関係法令の一部改正等)

- 国際的に卓越した研究の展開及び経済社会に変化をもたらす研究成果の活用が相当程度見込まれる大学について、大学の経営に係る重要事項の決定及び実施に、多様な専門的知見を有する者の参画が得られるようにするため検討を行い、特に国立大学法人の経営管理体制の改革を早急に進める。
- 3. の助成に係るJSTの業務の範囲の追加。等

※基本方針の策定、国際卓越研究大学の認定、計画の認可、助成の実施方針の認可等に当たっては、**総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)からの意見聴取**等を行う。

施行期日

公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日